學界展望

口述史料を利用した中國近現代史研究の可能性
——山西省盂縣の日本軍性暴力研究をめぐって

小濱正子

・はじめに

歴史研究において口述史料を利用することは、近年、日本でも廣く認められた方法となりつつある。中國近現代史研究においても口述史料の活用は、中國社會が開放されフィールド調査の可能性が廣がったこととも相まって、進展してきた。

本稿で取り上げるのは、石田米子氏らのグループ——「性暴力の視點から見た日中戰爭の歴史的性格」研究會（略稱、性暴力と日中戰爭研究會）と「中國における日本軍の性暴力の實態を明らかにし、賠償請求裁判を支援する會」（同、山西省・明らかにする會）による中國山西省盂縣における舊日本軍による性暴力の實態とその背景・構造に關する一連の調査・研究である。

筆者は、口述史料を基礎としたこの研究は、主として次の三點において、大きな意義を持つと考える。第一にこの研究は、具體的な日本軍性暴力の實態と背景を明らかにし、その構造を分析したもので、「慰安所」制度を含む舊日本軍の性暴力に關する研究を大きく進めるものである。第二に、性暴力の行われた日中戰爭期の山西省盂縣農村社會の狀況を立體的に描き出すことに成功したこの研究は、優れた地域社會史研究でもある。從來、ともすれば抗日か親日かの評價軸のみで論じられてきた日中戰爭期の中國社會を、より地域の現實に卽して分析しうる新たな研究視覺を示すとともに、性暴力被害の記錄を殘さない盂縣農村社會のジェンダー構造についても貴重な知見を提供している。さらに第三にこの研究は、文獻史料を中心としてきた中國史研究が、口述史料をも活用することで開かれる可能性と、歴史研究の方法、とりわけ構築主義と實證史學をめぐる問題に大きな示唆を與えてくれる。ひいては歴史研究の意味と目的についても、筆者には考えさせられるところ大であった。

以下、研究の概要を紹介した後、それぞれの點について述べる。

1．山西省盂縣における日本軍性暴力の調査・研究について

・研究の概要と特徴

周知のように、一九九〇年代に入って、舊日本軍による性暴力の被害女性の名乘り出と賠償請求が相繼いだ。中國人女性では一九九二年に萬愛花さんが最初に自らの被害を世界に訴えたが、一九九六年一〇月にはじめて日本人のグループが彼女の被害の起こった山西省へ赴いて聞き取り調査を行った。このグループは、

「山西省・明らかにする會」として、その後も二〇〇四年春までで一八回にのぼる現地での聞き取り調査を繼續することになった。この會とメンバーの重複した「性暴力と日中戰爭研究會」は、調査・研究の結果をいくつかの論文として發表してきたが、昨年、まとまった成果が石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力』として刊行された。調査・研究はなお繼續中だが、本稿では同書を中心に、以下のような研究會の一連の成果について論じたい。（以下、本稿中で言及するときは頭に附した資料番號とページ數で記す）

①石田米子・内田知行編『黄土の村の性暴力――大娘（ダーニャン）たちの戰爭は終わらない』（創土社、二〇〇四年）。

②石田米子・大森典子「中國山西省における日本軍性暴力の實態」（VAWW-NET Japan 編『日本軍性奴隷制を裁く――二〇〇〇年女性國際戰犯法廷の記錄第四卷　「慰安婦」・戰時性暴力の實態Ⅱ　中國・東南アジア・太平洋編』綠風出版、二〇〇〇年）。

③石田米子「中國農村における聞き取りから見えた戰時性暴力の構造」（『鳴門史學』一八、二〇〇五年）。

④石田米子「沈默を強いる構造と自尊感情を回復する關係」（『岡山部落解放研究所紀要』一三、二〇〇四年）。

⑤石田米子「中國における日本軍性暴力被害の調査・記錄に取り組んで」（『中國女性史研究』一一、二〇〇二年）。

⑥石田米子「中國山西省における日本軍性暴力に關する調査について」（神奈川大學人文學會『人文研究』一四四、二〇〇一年）。

⑦石田米子「記錄されない記憶――山西省における戰爭被害調査・記述の中の性暴力」（岡山大學文學部東洋史研究室『芝蘭集――好並隆司先生退官記念論集』一九九九年）。

⑧石田米子「中國華北の戰場における日本軍の性暴力の構造――山西省の現地調査から見えてくるもの」（『女性・戰爭・人權』二、一九九九年）。

⑨林伯耀「天津の日本軍『慰安婦』供出システム――僞『天津特別市政府』警察局の公文資料から」（『女性・戰爭・人權』二、一九九九年）。

⑩池田惠理子「舊日本軍兵士の性行動」（VAWW-NET Japan 編『日本軍性奴隷制を裁く――二〇〇〇年女性國際戰犯法廷の記錄第二卷　加害の精神構造と戰後責任』綠風出版、二〇〇〇年）。

⑪内田知行「山西省傀儡政權の財政的基盤」（内田『黄土の大地一九三七～一九四五――山西省占領地の社會經濟史』創土社、二〇〇五年）。

⑫ビデオ『大娘（ダーニャン）たちの戰爭は終わらない――中國山西省・黄土の村の性暴力』（池田惠理子撮影編集、五八分、ビデオ塾制作、二〇〇四年、VAWW-NET Japan 取り扱い）。

⑬内海愛子・石田米子・加藤修弘編『ある日本兵の二つの戰場――近藤一の終わらない戰爭』（社會評論社、二〇〇五年）。

①『黄土の村の性暴力』は、現時點での研究のまとめである。「第一部　證言・資料編」は、九人の被害者と一人の被害者遺族および當時を知る十人の村人による證言、それに背景理解のため

の詳細な解説と資料を配し、「第二部　論文編」は山西省の性暴力とその背景に關する六本の研究論文を收める。②は、同地域の他の性暴力被害者の事例とともに、盂縣の性暴力の實態を論じる。[1]③～⑧は、調査・研究の中心である石田米子氏が調査の各段階で執筆・講演したもので、調査がどのように進められ、その中で石田氏が何をどう認識していったかが窺える。⑨～⑪は、研究會のメンバーによる論文・史料紹介。⑫は、映像によるもう一つの形の證言記錄で、撮影編集の池田恵理子氏はテレビ・プロデューサーである。⑬は、現地の隣接地域に駐屯していた元日本軍兵士の詳細な聞き取りで、①の姉妹編ともいうべき書物。同書も、詳細な解説と現地調査の記錄を收める。[2]

この一連の調査・研究の特徴として、強調すべきは、丁寧な聞き取り調査とともに、被害現場・被害者の居住していた農村・日本軍の司令部の置かれた地方都市等での現地調査、そして詳細な日中雙方の文獻史料收集を併せた、徹底的な史料調査を行っていることである。被害者の證言は、それぞれ一回に一～三日かけておおむね七、八回以上にわたって聞き取った内容が整理されたものである。文獻史料は、中國で刊行された記錄はもちろん、山西省檔案館所藏の日本軍による被害調査記錄、また日本軍の作戰史、部隊記錄、多數の元兵士等の關係者の回憶錄などを含む。日本軍關係の史料調査を中心的に擔當したのは高校日本史教員の加藤修弘氏だが、氏による①「第一部」所收「大娘たちの村を襲った戰爭――盂縣の農村から見る日本軍の相貌」は、日本軍の作戰・背景理解に役立つ。これは、現時點で可能な限りの口述史料・文獻史料・現地調査を驅使して行われた、精緻な研究といえる。

・明らかになった性暴力被害の實態とその背景

ここで調査された山西省盂縣西部での日本軍による性暴力は、一九四一年始めから四四年始めまでに發生した。日中戰爭勃發以前、山西省は國民政府下で閻錫山の支配下にあったが、日本軍は一九三七年一一月には太原を占領、翌年一月には盂縣縣城も占領した。これに對して抗日勢力は、五臺山地方に根據地を建設し、一九三八年一月には晉察冀邊區政府が設立された。こうして盂縣一帶は、日本軍と八路軍が對峙する最前線となった。一九四〇年八月、八路軍は百團大戰として知られる日本軍への一齊攻擊を行って日本軍に大打擊を與えた。これに對して日本軍は皇軍の威信回復をかけた復讐戰として晉中作戰を展開するが、そこでは「敵性あり」と「判斷した」住民の殺戮、建物・物資の破壞・抹殺といった「燼滅掃蕩」が行われた。いわゆる「三光作戰」である。

當時、盂縣一帶に配置されていたのは日本軍北支邦方面軍第一軍獨立混成第四旅團獨立歩兵第一四大隊であった。日本軍は、農村の各據點にふだんは十～二十人程度の兵士を配して少數の軍で廣い地域を支配する「高度分散配置」といわれる配置方法をとった。盂縣全體で二二の日本軍の據點が設けられ「砲臺（トーチカ）」が造られた。據點の設けられた村には、「維持會」「清鄕隊」などと呼ばれた對日協力組織が作られ、日本軍への物資の調達などに當たった。調査された性暴力被害は、河東村・西煙鎭・進圭社の三據點に駐屯していた兵士によって起こされたものである。

明らかになった性暴力の實態は、例えば次のようなものである。

河東村の尹玉林さんは、自宅に連日日本兵がやって來て輪姦され、夜は砲臺に連行されて輪姦された。不在の時は姉が強姦され、被害は一年餘り續き、その間に赤ん坊が死亡した。河東村の日本軍砲臺の近くに實家があった楊喜何さんは、里歸り中に二人の日本兵に強姦され、兩親は毆られてけがをした。その後も彼女は實家で日本兵に強姦され、彼女がいないと日本兵は兩親に暴行して、被害は河東砲臺から日本軍が撤退するまで一年近く續いた。また河東據點の日本軍の隊長は、「維持會」を通じて五人の女性を要求し、南頭村から「供出」された南二僕さんは、一年半の間、砲臺に置かれて下士官に獨占され、子供まで產まされた。彼女はこのため後に「歷史的反革命」の罪で三年間入獄し、文化大革命の時も政治的に迫害され、一九六七年に「恨みを晴らしてほしい」と言い殘して自殺した（聞き取りは遺族や村人から行った）。南二僕さん以外の供出された四人の女性は、河東村の民家を徵發した家屋（「楊家院子」と呼ばれた）に置かれて、日常的に日本兵の性暴力を受けた。南社村の高銀娥さんは、南社慘案と呼ばれる住民虐殺事件の際に捕らえられ、河東村の砲臺に連行されて連日輪姦され、家族が土地などを賣って身代金を作って解放された。西煙鎭の趙潤梅さんも西煙慘案の際に被害に遭った。羊泉村の共產黨員で抗日のリーダーであった當時一三歳の萬愛花さんは、捕らえられて進圭社の日本軍據點に監禁され、連日拷問や輪姦を受けた。彼女は三度捕らえられて二度逃げ出したが、三度目は拷問で死んだと思って捨てられ、助けられて息を吹き返した。が、骨が潰れて身長が二〇センチほど縮んでしまい、現在に至るまで體調が悪い。

聞き取りからは、調査に應じた性暴力被害者以外にも、現在も村に住んでいるが語らない被害者、強姦後虐殺された被害者、その後亡くなった被害者、他の村に移った被害者、などが多數存在することもわかった。[3]

では、この仕事の意味を、いくつかの側面から論じてみよう。

2．日本軍性暴力研究における意味

この研究の意義として、まず最初に、南京型とも「慰安所」型とも異なった前線・末端型の日本軍による性暴力の實態を明らかにし、それらを組み込んだ組織的な日本軍性暴力全體の構造を論じたことが擧げられる。

舊日本軍による戰時性暴力の研究は、一九九〇年代になって大きく進展した。研究の進む中で舊日本軍の性暴力はいくつかの類型に分けて論じられるようになった。その第一は、南京大虐殺の際の集團強姦に代表される「攻略」時・「討伐」時の強姦・輪姦である。これを南京型＝「討伐」作戰時の輪姦型と呼ぶなら、九〇年代にはこうした性暴力の實態が、以前にもまして廣範に知られるようになった。その背景には、日中の歷史研究者の共同作業による南京大虐殺の調査の進展や、中國で日本軍の侵略による各地の被害調査がまとめて出版されたことなどがある。[4]

第二の類型は、「慰安所」型の性暴力である。日本軍將兵に性的サービスを提供した「慰安婦」の存在は、從來から廣く知られていたが、それが女性に對する重大な人權侵害だとは一般には認識されていなかった。だが一九九一年に韓國の金學順さんが「意に反して『慰安婦』とされて大きな苦痛を受けた」と訴え出たの

を皮切りに、元「慰安婦」の女性の名乗り出と損害賠償請求が相継いだことを受けて、實態解明のための研究が急速に進展した。九〇年代前半の「慰安婦」研究の成果は、吉見義明『從軍慰安婦』（岩波新書、一九九五年）などに代表される。これらによって、「慰安婦」とされた女性の意志に反した強制が廣範に行われていたこと、日本軍が組織として慰安所制度の運營に關與していたこと、などが明らかにされた。こうして「慰安所」「慰安婦」のシステムは舊日本軍による性暴力であった、というパラダイムの轉換が起こった。[5] 九〇年代後半には、「慰安婦」問題に關する內外の議論の高まりの中で、各地の被害者からの聞き取りを含めた實態調査・分析が進み、その成果は VAWW-NET Japan 編『日本軍性奴隷制を裁く――二〇〇〇年女性國際戰犯法廷の記錄（全六卷）』（綠風出版、二〇〇〇～二〇〇二年）などにまとめられた。そこでは日本軍が駐留していたアジア太平洋地域のほぼ全域での「慰安所」の存在が明らかになり、それが舊日本軍のシステムの不可缺の一部であったことが明確に示された。[6]

このように戰後半世紀經ってから舊日本軍による性暴力の研究が活發化した背景には、ようやく女性の人權に對する認識が高まったこと、冷戰後の民族紛爭の中で戰時性暴力の頻發が傳えられ、その構造と責任を明らかにして戰時性暴力の再發を防ぐ必要が強く認識されたこと、などがある。ここでみる山西省盂縣農村の性暴力研究は、このような九〇年代以來の日本軍性暴力研究の進展という流れの中に位置づけられるものである。

この研究は、盂縣農村で、以上のような南京型および「慰安所」型の性暴力とともに、それ以外の様々な形態の性暴力も日常的に發生していたことを明らかにする。それは、部隊據點・施設內へ女性を拉致・監禁しての輪姦、隊長による女性の拉致・占有、そこを離れては生きられない女性への民家での長期の常態化した輪姦、などで、これらを前線・末端型の性暴力と呼ぶことができる。

この研究は、盂縣農村を前線として高度分散配置を行った日本軍の作戰や、後方に當たる軍司令部の置かれた都市の「慰安所」の狀況などをも詳細に調べ、それらとの構造的連關のもとに盂縣農村での前線・末端型の性暴力を理解しようとした。以下、①「第二部」所收の石田・內田「山西省の日本軍『慰安所』と盂縣の性暴力」を中心に論點を紹介する。

北支那方面軍第一軍の司令部の置かれた省都太原と、旅團司令部の置かれた陽泉、そして大隊本部のあった盂縣縣城にはそれぞれ「慰安所街」または「慰安所」があり、日本軍支配の軍政機構の各レベルに、部隊の規模に見合った軍管理の「慰安所」が設置されていた。このような軍によって組織され「合法化」されている「慰安所」の體驗や傳聞は、「慰安所」のない前線の兵士や「慰安所」に行く金のない兵士によるさまざまな強姦を日常的に發生させる契機となり、強姦を默認し合う狀況を作り出した。したがって、日本軍支配の軍政機構の各レベルの「慰安所」の構造の中で考えたとき、盂縣の末端の部隊による「楊家院子」の設置や民家での日常的な輪姦は、むしろ「日本軍全體の組織的かつ常態的な性暴力」の典型的な事例、特殊例ではなく廣範に發生した現象の代表例として理解される。被害者の證言からわかる全ての被害事例は、後に隊長による獨占はあっても單獨行動でなく輪姦

であり、「個々の不良兵士の仕業」ではなく部隊ぐるみで習慣化したか默認された性暴力であった（④九〇頁）。「慰安所」と前線・末端型の性暴力とは、互いに助長する關係にあった。

日本軍が總體として性暴力に對してとった姿勢は、第一に、表向きは強姦を軍紀違反として禁止しつつ、他方で「慰安所」を設置してその合法化・組織化をはかった。第二に、自ら軍紀を踏みにじった日本軍の將校は、個々の部隊や兵士の性暴力を實際には取り締まることができず、容認した。前線の中隊長や分遣隊長は、略奪や強姦を大目に見ることによって、兵士の戰鬪意欲をかき立て、中國の住民に恐怖を與え抵抗力を挫くことが作戰遂行に利あるとした。軍の上層部は前線の軍紀違反を知り得たし、知っていたことを示す記述もあるが、それは放置された。日本軍將兵には、性暴力を犯罪とする規範意識はなかった。

以上のようにこの研究は、盂縣の事例の詳細な分析を通して、前線・末端型の日本軍性暴力も、日本軍總體の性暴力の構造の中で發生し、それを構成していた、國家責任を問うべきものである、と明瞭に論じる。前線・末端型の性暴力は、おびただしい事例が想定されながら、一部兵士の軍紀逸脱行爲によるものとみなされて、「慰安所」型や南京型のように軍の集團的組織的な性犯罪として國家責任を問うことは難しい、とされてきたものである。

ここで提出された前線・末端型を含む日本軍性暴力全體の構造、という視點は、南京型と、日本「內地」および植民地朝鮮出身の女性を主たる被害者とする「慰安所」型とで捉えられていた日本軍性暴力を、中國はじめ日本軍占領下のアジア太平洋各地の現地女性を被害者とする前線・末端型をも含めて、より廣範に議論してゆく基礎となるものである。著者たちが言うように、この研究はいまだ完成したものでなく、個々の論點には分析を深めるべき多くの問題を殘している。[7] 今後、一層の研究の進展が期待される。

3．地域社會史研究としての意味
——記憶と記錄の階層性

次に指摘すべきこの研究の意味は、聞き取り調査によって、文獻史料からは窺えなかった視點からの歷史を明らかにし、それを通じて文獻史料を生みだした社會の構造をも明らかにしたことであろう。ここでは、日中戰爭期の盂縣農村の狀況が、さまざまな立場の村の人々——被害女性、子供だった村民、對日協力機關で働いていた村民、抗日の村民、男性の村民、女性の村民など——からの聞き取りによって立體的に再現されている。これは、日本軍と八路軍が對峙し合う最前線の村のミクロ・ヒストリーである。

ここでは、主として①「第二部」所收の石田「日本軍性暴力にかんする記憶・記錄・記述」にまとめられた考察を手がかりに、地域（村）の論理と、ジェンダー構造をめぐる問題について考えてみたい（石田論文以外の文獻の關連箇所は、括弧內に記した）。

・村の論理の剔出と「漢奸」の見直し

日本軍の暴行による被害は、個々の村がそれぞれの形で被っている。だが研究メンバーは關連する文獻史料を精査する中で、聞き取りで明らかになった村の出來事には、記錄に殘されているものと、殘されていないものがあることに氣づいた。日中戰爭期の村の歷史に關わる文獻史料には地方志、各レベルの文史資料、日

本軍の暴行記録などがある。それは基本的に日本軍の侵略が如何に殘酷で、それに對して中國共產黨指導下の抗日勢力がどのように英雄的に抵抗したかを記錄するものである。そこには、日本軍に協力しない抗日の村が、報復として「慘案」と呼ばれる大量虐殺（日本軍から見ると「敵性村落の盡滅掃蕩」）に遭った記錄、などが收錄されている。盂縣の場合、①に譯出されている『盂縣文史資料』第四號所載の「慘案」の記錄がある。

逆に、そのような事態を招かぬように、日本軍の意に逆らわぬようにと對應に苦慮した「親日の村」の記錄は刊行されない。河東村はそんな村だが、河東村についての中國側の文獻史料は發見できなかった、という（⑧一七七頁）。

河東村では、日本軍の砲臺ができて長期的支配が避けられないとわかり、村で暮らし續けるために、日本軍と村の關係を調整する組織をつくった。楊時通氏は、それまでは抗日の幹部だったが、日本軍が據點をつくると「維持會」を組織した（楊氏の聞き取りは①五六～六五頁所收。また⑧一七五～一七六頁も參照されたい）。日本軍は維持會を通して、薪やネギ、水など樣々な物資を調達し、要求が達せられないと毆った。また前述のように五人の女性を要求し、「楊家院子」に置いた。女性の供出を割り當てられた村では、日本軍との關係、夫の有無やその村の中での地位、夫や家族との關係、などによって「この女性なら大丈夫」という女性を選んで提供した。村を離れては生きられない女性たちは、見張りがなくても、逃げられなかった。戰後、楊時通氏は「漢奸」だったとして五年間の懲役に服した。日本軍への協力という「歷史問題」を抱えて、彼の人生は大きく變わった。

楊氏や他の古老の話からは、壓倒的な日本軍の軍事力の下で、村が生き延びるために對日協力した、當時の村人たちの狀況がわかる。彼らは、抗日を正義として「漢奸」を糾彈する中國における正統の「大文字の歷史」とは異なったものを含む、「村の論理」ともいうべきものによって行動している。

地域の視點から大文字の歷史を問いなおすことは、さまざまな問題に卽して行う必要があるが、日中戰爭期については、所謂「漢奸」＝對日協力者の評價の見直しは、まず重要な課題となろう。[8] 楊時通氏の口述史料は、中國語の文獻にはまず見られない、農村の基層對日協力組織の當事者が當時の狀況を語ったものという點で、とりわけ貴重である。楊氏は、調査グループが最初に村を訪れたとき、「調査はいいかげんであってはならない」と言って、石田氏らを引くに引けなくさせた人物である。四回目の調査で詳しく維持會のことを語り、直後に、心臟發作で他界された（⑤二二頁）。

戰爭の記憶に關しては、「加害國の國民が被害者の聲を聞けるのだろうか、という疑問」も提起されている。[9] が、この仕事を見るとき、誠實にそれを聞こうとする日本人が現れたからこそ、その後の人生を大きく變えた「歷史問題」に關わる記憶が語られたのだ、ということがわかる。このような聞き取りは、むしろ日本人によってこそ行われなければならないのであろう。聞き取り調査を成立させる關係性の問題については、後述する。

・「村びと」とは誰か
——盂縣農村社會のジェンダー構造

ところで、大文字の歴史とは異なる「村の論理」とはいったい村の誰の論理なのだろうか。

聞き取り調査に應じた女性たちの性暴力被害は、どんな文獻史料にも記録がなかった。膨大な抗戰被害調査の中でも、性暴力被害についての記載はごく少なく、あっても件數のみで、まれに被害者の實名が記される場合は、その女性は強姦・虐待後、慘殺されている。この仕事は、それはなぜか、をも明らかにした。

盂縣農村では男性の村びとは、村の歴史について、問われればみな蕩々と語る、という。戰後生まれの若い男性も、抗戰期の村の出來事について詳しく語れるし、相互の矛盾はほとんどない。彼らの間では、何度も村に起こったことが語り合われ、「村の歴史」として共有された記憶となっているのである（③二一～二二頁）。『盂縣文史資料』などの中國側の基層の文獻史料は、戰後、地方政府・黨機關が行った調査をもとにしている。調査の際に採集されたのは、このような男性の村びとの間で語り繼がれた戰爭の記憶だった。文獻史料とは、このような「（男性の）村びと」の視點と、共産黨の指導する抗日を正統とする史觀との接點で生み出されるものであった。ただし、村の女性が受けた個々の性暴力被害については、一定の年齢以上の男性の村びとは、みな知っているが、語らないことにしている、という（⑥二二二頁）。したがって抗日戰の被害調査を見ても、性暴力被害はまず出てこない。が、それは、被害がないということではなかった。

このグループが調査した性暴力被害者の女性たちのほとんどは、讀み書きできず、また纏足していて行動半徑が狹かった。彼女たちには時間や距離を數量化・抽象化して捉える習慣はなく、被害について語るときも、恐怖に震えた目で見えた周圍數メートルについてしか話せない。彼女たちは、村の歴史も語れず、その意味で、村の「記憶の共同體」に屬す「村びと」ではない（⑤二七頁）。彼女が心身に受けた被害の體驗は、彼女自身にしか話せない。が、彼女たちは、長年の間、被害の聞き取りを受けたことはなかった。彼女たちの被害は、語られず、記録されず、「村の歴史」と接合することなく、同情されながら閉じられた家族の中で、踏みにじられた尊嚴を回復するすべもなく、個別の苦しみを抱えて長い年月を生きてきた。壯烈な犠牲として慘殺された被害者はともかく、生き延びた性暴力被害者は、共同體の「恥」であり、「死ねばよかった」と、長い間自分を責め續けるしかなかったのである。

上野千鶴子氏はこの問題について、「女性のセクシュアリティは男性のもっとも基本的な權利と財産であり、それを侵害することは當の女性に對する凌辱だけでなく、それ以上に、その女性が所屬すべき男性集團に對する最大の侮辱となる、という家父長制の論理」の存在を嚴しく指摘している[10]。この論理は、何の罪もない性暴力被害者が共同體の「恥」とされた理由を説明する。まして、村が「供出」した女性たちへの「村びと」の想いは、何重にも屈折したものとならざるをえない。石田氏は、「侵略した國家・軍隊こそが被害の構造を強いたのであるが、抗日する民族・國家もまた集團の生存と集團の自尊のために女性個人の被害の個

別性にこだわりきらなかった」と述べている（①二三二頁、また④九四、九六～九八頁參照）。

この研究は、性暴力被害を記録しない歴史記述を生み出した盂縣農村とその上層の中國社會の構造を、記録されない性暴力被害の聞き取りを通じて明らかにした。それは、「（男性の）村びと」たちが村の歴史を共有し、被害女性たちは家の中の世界に閉じこめられている、そのようなジェンダー構造の社會であり、「村の論理」とは、そのような男性の村びとたちの論理であった。[11]

とはいえ、盂縣農村の女性一般、特により若い世代の讀み書きもでき纏足もしていない女性たちは、「村の歴史」を共有する「村びと」に含まるのか、含まれるとしたらいつからか、などは、この調査からは讀みとれない。この調査が明らかにした盂縣農村のジェンダー構造――基層の文獻史料を生み出した社會のあり方――の具體例はとても興味深いものであるだけに、この研究を手がかりに、中國社會のジェンダー構造のさまざまな側面に關する研究がより深められることを期待したい。

4．歴史研究の方法をめぐって
・構築主義と實證史學、または多元的な「現實」と「史實」との關係

本研究は、口述史料を基本史料とした良質な實證的歴史研究である。それはまず、日中戰爭期の盂縣農村で日本軍による性暴力があったという「史實」を明らかにするファクト・ディファインディングを行った。ついで、性暴力が起こった日本軍と盂縣農村社會の狀況と構造、すなわち「史實」の背景を解明した。さらにこの研究は、その「史實」が異なった立場の人々によってどのように問題化され／問題化されずに、現在に至ったかをも明らかにした。

ところで、九〇年代に「慰安婦」問題が社會的な注目を浴びる中、その研究方法をめぐっても活發な議論が展開された。とりわけ印象深かったのは、上野千鶴子氏と吉見義明氏との論爭である。[12]

上野氏は以下のように述べる。「歴史に「事實 fact」も「眞實 truth」もない、ただ特定の視覺からの問題化による再構成された「現實 reality」だけがある、という」社會構築主義（構成主義）social constructionism の立場に立つと、元「慰安婦」が證言することでなされたパラダイムの轉換をこそ重視すべきである。歴史實證主義（實證主義的歴史研究）とは文書史料至上主義で、とりわけ公文書に高い價値を置くものであり、口述證言に二次的な價値しか認めないものであるが、文書史料至上主義の實證主義によっては被害者から見た日本軍性暴力の實態を明らかするのは難しい。「論爭が、「事實」をめぐる「實證性」の水準に終始するとすれば、「慰安婦」問題がつきつけたもっとも核心的な問いのひとつが、取り落とされてしまう」、實證主義の落とし穴に陥ってはならない。「「慰安婦」經驗者が「被害者」として「證言」したとき、「失われた過去」は初めて「もうひとつの現實」として回復された。そのとき、歴史が書き直された、と言ってもよい。そしてその歴史の「再審」は、戰後五十年を經て、初めて可能になったのである」。[13]

この上野氏の議論の念頭には、秦郁彦氏のような「歴史實證主

義者」が置かれていると思われる。秦氏は、「慰安婦」の證言は信用出來ないし、直接の明白な證據となる公文書は發見出來ないので、廣義の官斡旋や「だましてつれていく」ケースはともかく、官憲の組織的強制連行[14]によって慰安婦がリクルートされたことは實證出來ない、とする。

筆者は、秦氏の南京大虐殺の研究[15]は意味あるものと思うが、「慰安婦」問題に關しては、文書（とりわけ公文書）史料至上主義の限界を表していると考える。秦氏の研究方法に對しては、なぜ性暴力の記錄がなかったか、を明らかにした本稿で論じている研究が根源的な批判となっているので、これ以上言及しない。

さて、吉見義之氏は、上野氏の議論に對して、自身を「實證のための實證をする實證主義[16]」の歴史家とは峻別した上で、こう述べる。「上野氏の立場にたてば、大事なことは、「それを構成する視點」であることになり、そうだとすれば、視點によって無數の「現實」があることになり、どの「現實」をとるかは、「それを構成する視點」の内のどれかを選ぶかによって決まってくることになる。これでは、不可知論になるか、その視點を信ずるか、あるいは好むかという信仰や嗜好の問題になってしまうではないか。」「慰安婦」問題では、いま問われているのは「史實」であり、そのためには説得力ある實證が必要なのだ、と。[17]

上野氏と吉見氏は、ともに日本軍性暴力の實態と責任の所在を明らかにして被害者の尊嚴を回復すべきだという立場に立ち、そのために重要な論點をそれぞれに提起しているにもかかわらず、被害者の「現實 reality」を重視して新たなパラダイムで理論構築を行おうとする構築主義の社會學者である前者と、まず被害に關わる「史實 fact」を明らかにしようとする實證史家の後者の議論は、必ずしもかみ合っていなかった。

筆者がこの論爭にこだわるのは、これは歴史家の實證研究の意味をめぐって現在問われている、大きな問題――ここでは構築主義と實證史學の關係と呼んでおく――に關わると思うからである。この問題は、成田龍一氏が『史學雜誌　二〇〇二年の歴史學界――回顧と展望』の「歴史理論」の項で、ピエール・ノラのいう「現在のなかにある過去の總體的構造としての記憶に關心を寄せる歴史學」と「『事實』の復元や再建をもっぱらにしていた從來の歴史學」とを對照させて述べたふたつの歴史研究のあり方、また南京大虐殺に關して『世界』誌上で展開された「感情記憶」と「事實記錄」をめぐる孫歌・溝口雄三・古厩忠夫各氏の論爭とも關わるものであろう。[18]

さて筆者は、上野・吉見論爭は、それぞれに重要な意味を持つ「現實」と「史實」とをどのように關係づけるのかが不明であったため、かみ合わないままに終わったように思う。そしてこの盂縣の性暴力研究は、被害者の視點（「現實」）から出發し、丁寧な實證によって日本軍性暴力の實態（「史實」）と構造を多元的に明らかにした、具體的な研究成果によって兩者のズレを埋めるものだと考える。

實際の事例に卽して論じよう。

西煙鎭の趙潤梅さんは、日本軍に討伐作戰時に拉致されて性暴力を受けた。聞き取り調査によって彼女は被害の體驗、自分の「現實」をはじめて語った（口述記錄は①七九～八二頁所收）。西煙鎭は百團大戰の際に日本軍に大きな打擊を與えた抗日の村で、

一九四一年四月、日本軍による報復的な掃蕩を受け、「西煙慘案」として記録される大規模な虐殺事件があった村である。聞き取りを進める中で、趙さんの被害は、西煙慘案の中で起こったことが判明する（この經緯は⑧一八〇～一八一頁參照）。それまで、性暴力の後遺症に長年苦しんできた彼女には、それが地域でひどい虐殺事件として記憶・記錄されている慘案での出來事だとは、ずっと自覺されていなかった。また『盂縣文史資料』に西煙慘案の記錄はあっても（①二〇三～二〇五頁に翻譯掲載）、彼女を含めた生存する女性への性暴力は全く言及がなかった。石田氏らの調査・研究によって、彼女の「現實」は、西煙慘案の時に趙潤梅への性暴力があったという「史實」として村の歴史に位置づけられ、「村びと」が共有する歴史とつながったのである。こうした慘案が引き起こされた、日本軍と八路軍の對峙する前線の構造は前述のとおりである。

ここではある女性の「現實 reality」が、具體的な時間と場所の特定される「史實 fact（事件）」の中に位置づけられ、さらにその個別具體的な「史實」がどのように共通ないし全體的な構造の中で起こったかが明らかにされている。それによって、その場にいたわけではない我々が、山西省の被害者の個別の「現實」を理解し、それが起こった構造への認識を共有することが可能になる。でなければ、それはあらかじめ被害者に對するシンパシーを持っている人にとって理解できる「現實」であるだけで、異なった立場の人々によって構成される社會において、全體のコンセンサスとしてその出來事を認識しそれと向き合うことは難しい。それが可能になったのは、手間のかかる困難な實證作業によって被害者の「現實」と我々の生きる現在との關係が具體的に明らかにされたからである。この仕事は、現在の社會にとって無視出來ない、しかし簡單には共有出來ない「現實」の出現に對して、實證的な歴史研究が何をなしうるかを示した、という點でも貴重なものだといえる。

この研究はまた、日本軍性暴力という「史實」を明らかにするとともに、それが關わりのあった多様な立場の人々に、どのように異なったリアリティを持っていたのか、をも我々に提示した。とりわけ、被害女性や他の村びとの「現實」とともに、⑬『ある日本兵の二つの戰場』によって、加害側である日本軍兵士の「現實」をも提示した意味は大きい。

被害者と加害者、他の村人たちなどは、異なった「現實」を生きていたが、しかし支配權をめぐる熾烈な驅け引きや戰鬪の行われている前線の、同じ場に生きていた。我々は、日本軍性暴力という「史實＝事實 fact」を理解しようとするとき、その場の社會と支配の構造を認識し、その中で多様な立場の人々が置かれた狀況に卽して彼らの「現實」を理解する必要がある。我々は、この丁寧な仕事によって、日本軍支配下の山西省で性暴力がたしかに存在し、それがなぜ、どのようにして起こったのか、それは異なった立場でそのことに關わった人々にとってそれぞれにどんな意味の出來事であったのか、を說得的に理解することができるのである。

ここで筆者が述べてきたことは、煎じ詰めれば、構築主義と實證史學との隘路をつなぎ、「現實」と「史實」とを關連づけるのは、徹底的かつ丹念な實證研究である、ということになる。ただ

し、問題はそれで安心して從來の實證主義的歴史研究に戻ってよい、というほど單純ではない。まだ研究の主體をめぐる問題が論じられておらず、それは聞き取り調査を行うときには、とりわけ明瞭に立ち現れてくる。

・聞き取り調査における關係性と、歴史家の主體性

さて、口述史料が文獻史料と決定的に異なっているのは、文獻史料に書かれた内容はもやは動かない固定したものであり、歴史家の技量はもっぱら史料がどれだけ「讀める」かで問われるのに對して、口述調査でインフォーマントの語る内容は、可變的なものだ、ということである。インフォーマントが何をどのように語るかは、インタビューの狀況によって變わりうるのであり、歴史家の技量は、まずインフォーマントとともにどのような史料を「創り出す」かで問われる。この「史料の可變性」は、口述史料が文獻史料と決定的に異なっている點であり、しばしば口述史料が信頼性に缺ける、と考えられる理由でもあった。

口述史料にはたしかに、忘却や記憶違い、非一貫性、記憶の選擇性、さらに、それはあくまで回想すなわち現在から見た過去の意味づけである、といった史料價値の上で問題になりそうな特徴がある。しかし、こうした史料の形成される場の狀況に由來するバイアスは、文獻史料を含めた全ての史料に存在する。研究の目的と史料の性格に應じた史料批判の必要を、ここで再論する必要はないだろう。口述史料の史料批判の方法については、すでに相當に精緻な議論の蓄積もある。[19]むしろ口述史料の信頼性に關しては、「記錄文書の信頼性に對する疑問の多くに、――その文書が僞造物かどうか、誰が著者であるか、あるいはどんな社會的な目的をもって書かれたものであるのかなどの疑問に――オーラル・ヒストリーによる史料は、記錄文書史料よりもはるかに確信をもって答えられる」という指摘もあり、特にそれが「歴史家自身のフィールド・ワークによって得られた場合はそうである」。[20]

ここで語られた内容は、長い間封じ込められていた性暴力被害の體驗、という非常に語られにくい事である。それだけにこの仕事は、聞き取りと口述史料についてさまざまなことを考えさせる。

長い間沈默していた女性たちが、自らの性暴力被害を語ったのは、それを聞こうとする者が現れたからである。調査グループが盂縣の農村まで何度も足を運ぶことによって、彼女たちは、封じ込めていた辛い體驗を少しずつ話し出した。それは簡單なことではなく、最初、日本人の男性が日本語を話すのを五十年ぶりに聞いた被害者は、それだけで震えだした。性暴力に話が及ぶと、吐いたり、氣分が悪くなったり、失神したりした。それでも彼女たちは話すことを止めようとはせず、少しずつ斷片的に話し出し、聞く者との間に信頼關係が芽生え、同じような被害にあった別の女性たちとも話すようになる中で、次第に明るくなり、自信を取り戻し、自らの被害を筋道立てて語るようになった。そして、最初は自分など「死ねばよかった」といっていた女性たちが、やがて「出口氣（心にわだかまるものを吐き出す）」しなければ死んでも死にきれない、と日本政府に謝罪と賠償を求めるようになり、自らの「生きる」意味を獲得していった（③一四～一六頁。④九五～九六頁）。

被害者たちは、聞く者があってはじめて語ることが出來た。ここでの聞き取り＝口述史料はあくまで調査者と被害者＝インフォーマントとの關係の中でつくられたものである。それゆえ、その關係如何によって聞き取りの内容も可變的である。聞き取りを重ねる間にもその關係は變化し、それによって口述の内容もさらに變化し、そしてこの場合、その中で被害者の主體性が決定的に變化した。石田氏は、この經驗を踏まえて「聞き取りというのはある個別の關係の變化のプロセスの中にしかない」（⑤二五頁）、「證言は關係であり、關係をつくり、變えることだという自覺が必要なのである」（④一〇一頁）と述べる。

ここでの調査者は、女性たちの人生を狂わせた加害者の國からやって來た、なにより眞摯に彼女たちに向き合おうとする人々であった。調査者＝歷史家は、超越した「客觀的」な存在などではなく、はっきりとした個別の主體性を持った存在であり、であるからこそ、被害者との關係に基づいた聞き取りが可能となった。

調査者はまた、被害者に寄り添う姿勢を持っているが、被害者そのものではなく、あくまで被害者とは異なった主體である。であるからこそ關係をつくることができるし、この場合は、女性たちの暮らす共同體の外から來た人間だったからこそ、「村の論理」によって沈默させられていた彼女たちが語りはじめることが出來た（⑤二七頁）。先の上野氏の議論は、誰の「現實」に立つか、を重視しているが、被害者の「現實」に立って歷史を再審する者と被害者そのものとの主體の區別はやや曖昧である。被害者でない「私」は、被害者の「現實」を共有はできないが、（優れた歷史家の仕事に導かれて）人間的想像力を働かせるとき、それを理解することが可能になる。そのような手續きを經て、多くの人に被害者の視點をも重視した「歷史」が共有されるようになるのではないか。

口述調査に際して、調査者＝歷史家は超然とした客觀的存在ではいられない。インフォーマントが語るのは、個別の歷史家に對してでしかない。このようなとき、史料の「客觀性」を問題にするのは意味がなく、むしろ必要なのは、インフォーマントと同時に調査者がどんな主體であったか――とりわけ、どのような目的で聞き取りをしたか――を、自覺的に明らかにすることだと思われる。[21]

口述調査を行う歷史家は、インフォーマントとともに史料を創り出しているという點で、文獻史料を扱う歷史家に比べてより直接的に歷史を創造している。とはいえ文獻史料を扱う歷史家も、歷史を自らの視點で再審＝再構築していることに變わりはない。口述史料の場合は、それがより明らかであるために自覺されやすい、歷史家は個別具體的な主體性をもって歷史を再審＝再構築する存在である、ということを、むしろ文獻史料を扱う歷史家も、いま一度考え直してみる必要があるように思われる。そうしたとき、口述史料をも活用しながら、歷史はより豐かに再構築されるのではなかろうか。

註

（1）　中國人「慰安婦」訴訟辯護團等編『その勇氣を無駄にしないで――中國山西省での性暴力被害者の證言・訴狀』（同辯護團發行、一九九九年）は、同地域の他の被害者た

ちの聞き取りの記録である。

（2）近藤一氏は北支邦方面軍第一軍獨立混成第四旅團獨立歩兵第一三大隊所屬で、一九四〇～四四年に山西省に駐屯した。のち轉戰した沖縄で、部隊が全滅に近い損害を受けた中を生き延びて終戰を迎えた。近年、山西省への聞き取り調査に何度も同行されているという。中國と沖縄のふたつの戰場を經驗した近藤氏の口述は、それ自體として分析されるべき貴重な記錄である。

（3）「河東村四〇〇人のうち四、五〇人の女性が強姦された」という證言がある（⑧一七五頁）。

（4）南京事件調査研究會編譯『南京事件資料集』（二冊）（青木書店、一九九二年）、李秉新・徐俊元・石玉新主編『侵華日軍暴行總錄』（河北人民出版社、一九九五年）等參照。

（5）他の代表的な研究に、吉見義明編集解説『從軍慰安婦資料集』（大月書店、一九九二年）、西野瑠美子『從軍慰安婦――元兵士たちの證言』（明石書店、一九九二年）、吉見義明・林博史編著『共同研究　日本軍慰安婦』（大月書店、一九九五年）などがある。

これらの研究成果を受けて、日本政府は國の責任を認めて謝罪した。また、「慰安婦」という呼び方は被害女性から見てあまりに不適當だと、「日本軍性奴隷制」という概念が提起された。

（6）この時期、國内では歴史教科書の「慰安婦」に關する記述が削られるなどの動きが起こり、國際的には、「慰安所」制度の國際法への違法性と日本政府の法的責任を指摘したクマラスワミ報告（一九九六年）・マクドゥーガル報告（一九九八年）が國連人權委員會で相繼いで採擇された。二〇〇〇年一二月には民間法廷である女性國際戰犯法廷が東京で開かれ、司法の專門家によって、昭和天皇と日本政府の「慰安所」制度に對する責任が認定された。『日本軍性奴隷制を裁く――二〇〇〇年女性國際戰犯法廷の記錄（全六巻）』は、この法廷のために集められた證據・資料とその分析を收めたものである。他にも、女性のためのアジア平和國民基金編『政府調査「從軍慰安婦」關係資料集成（全五冊）』（龍溪書舍、一九九七～九八年）、尹明淑『日本の軍隊慰安婦制度と朝鮮人軍隊慰安婦』（明石書店、二〇〇三年）など多數の研究成果がある。關連文獻目錄としては、女性のためのアジア平和國民基金編『「慰安婦」關係文獻目錄』（ぎょうせい、一九九七年）がある。

（7）南京型、「慰安所」型、前線・末端型という呼び方も、定着したものではない。また例えば、「楊家院子」の例はどの類型か、は日本軍兵士の視點をも含めて、さらに考察されるべきだろう。

（8）この問題では、山西省と狀況は異なったがやはり日本の支配下にあった上海の事例についても議論が始まっている。古厩忠夫氏は、對日協力者には、地域の生産と生活の維持のために行動した地域エリートや、命と引き換えに日本軍に協力させられた民衆など、多樣な人々が含まれており、抗日と親日の間に「相當のグレー・ゾーン」が存在した、とする（古厩忠夫「日中戰爭・上海・私」『近きに在りて』

一九、一九八八年、古厩『日中戦争と上海、そして私』研文出版、二〇〇四年に再録。また高綱博文「總論に代えて――古厩忠夫による戦時上海研究及び本書所収論文の紹介」高綱編『戦時上海　一九三七～四五年』研文出版、二〇〇五年、參照）。近年の英語圏の研究でも、「僞（傀儡）」という言い方は歴史的概念というよりは倫理的なカテゴリーなので使うべきでないと、「合作 collaboration 政權」という呼び方が提唱されており、また、多様な動機による對日協力者のさまざまな狀況が明らかにされつつある（Timothy Brook, *Collaboration: Japanese Agents and Local Elites in Wartime China*, Harvard Univ. Press, 2004. Cristian Henriot & Wen-hsin Yeh ed. *In the Shadow of the Rising Sun: Shanghai under Japanese Occupation*, Cambridge Univ. Press, 2004.）

（9）酒井順子／ポール・トンプソン「日本におけるオーラル・ヒストリーの可能性」（ポール・トンプソン著、酒井順子譯『記憶から歴史へ――オーラル・ヒストリーの世界』青木書店、二〇〇二年所收）五五八頁。同論文は、オーラル・ヒストリーの古典として廣く讀まれている同書の日本語版に、特に日本の讀者のために附された補論である。口述史料を使った歴史研究では戰爭の記憶や植民地支配の研究に關わるものが緊急の課題となっている、と述べ、その際の「おそらく最も深刻な問題」として、この疑問を擧げている。

（10）上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』（青土社、一九九八年）一〇七頁。

（11）一方の性暴力の加害者たる日本軍の記錄にも、性暴力の記錄は稀であり、それが何故かもより深く分析されるべき課題である。⑬の日本軍兵士の聞き取りは、その重要な史料となろう。

（12）兩者の論爭は、日本の戰爭責任資料センター編『ナショナリズムと「慰安婦」問題　新裝版』（青木書店、一九九八年初版、二〇〇三年新裝版）に收める。ただし上野氏の議論は、前掲『ナショナリズムとジェンダー』により詳しく展開されている。

（13）前掲『ナショナリズムとジェンダー』一二頁、一五四頁、一五七頁。また前掲『ナショナリズムと「慰安婦」問題』九八～一二二頁。

（14）秦郁彦『慰安婦と戰場の性』（新潮選書、一九九九年）三七七～三七九頁。秦氏は、「慰安婦たちの身の上話」は「雲をつかむようなものばかり」で、名乘り出た慰安婦には「知力が低く、おだてにのりやすい」などの共通したパターンがある、ともいう（同前一七八頁）。

（15）秦郁彦『南京事件』（中公新書、一九八六年）。

（16）前掲『ナショナリズムと「慰安婦」問題』一二八頁。吉見氏はまた、上野氏の實證史學への誤解に對して、文獻史料であれ口述史料であれ、嚴密な史料批判のもとに、それがどのような目的のために何を明らかにでき何を明らかにできないかを自覺した上で使うというのは、まともな歴史家は當然行っていることだ、と適切な反論を述べている

（前掲『ナショナリズムと「慰安婦」問題』一三〇、一三二頁）。

（17）前掲『ナショナリズムと「慰安婦」問題』一三一頁、一三三～一三五頁。

（18）『史學雜誌』第百十二編第五號（二〇〇三年五月）七頁。孫歌「日中戰爭　感情と記憶の構圖」（『世界』二〇〇〇年四月號）、溝口雄三「日中間に知の共同空間を創るために」（同二〇〇〇年九月號）、古厩忠夫「『感情記憶』と『事實記錄』を對立させてはならない」（同二〇〇一年九月號）。

（19）前掲トンプソン『記憶から歴史へ』の、特に第四章。また櫻井厚『インタビューの社會學―ライフストーリーの聞き方』（せりか書房、二〇〇二年）など參照。

（20）前掲『記錄から歴史へ』二一八～二一九頁。

（21）研究主體の問題を考えるとき、歴史研究それ自體の成果としても、歴史研究の現實に對する社會貢獻としても、意味の大きいこの仕事が、專門の歴史研究者ではない人々が多數を占めるグループによってなされた、ということには、職業的な歴史研究者が衿をただすべき問題が含まれているように思われる。

・本稿の執筆に際し、お茶の水女子大學ＣＯＥ研究員金富子氏をはじめとする多くの方から貴重な助言をいただいた。記して感謝する。